

横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地 整備事業者選定委員会条例の制定について

1 制定の理由

「環境配慮型住宅」及び「持続可能な住宅地」の適正な整備を図るため、市長の附属機関として、横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 所掌事務

- (1) 「環境配慮型住宅」を整備する事業者等及び「持続可能な住宅地」を整備する事業者の選定に関すること
（公募要項、スケジュール、評価基準の決定及び事業計画書の審査）
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 審議対象事業

- (1) 既存住宅のエコリノベーション事業
- (2) 環境未来都市計画「持続可能な住宅地モデルプロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）」

4 委員会構成

- (1) 委員
学識経験者等 5 人以内
（住宅、環境、不動産及び福祉分野 等）
- (2) 臨時委員
特別の審議等の事項に係る分野の学識経験者等 若干人

5 委員任期

- (1) 委員
3 年
- (2) 臨時委員
特別の事項に関する審議等が終了した時まで

6 施行期日

公布の日

《参考》委員会の審議対象事業について

1 既存住宅のエコリノベーション事業について

(1) 事業の目的

脱温暖化モデル住宅推進事業の新築の戸建住宅地整備（緑区十日市場町）の次の展開として、既存住宅の脱温暖化に向けたモデル事業を推進し、広く普及啓発することにより、民間市場でのリノベーション事業の活性化を図ります。

[参考]脱温暖化モデル住宅推進事業（新築戸建住宅地整備）《概要》

- ・所在地:緑区十日市場町 839 番 18 ほか
- ・完成時期:平成 24年5月
- ・面積:約 2,435 m² ・戸数:11 棟
- ・定期借地権(50 年)付戸建分譲住宅
- ・住宅性能
太陽光発電システム、高効率給湯器、
HEMS、電気自動車用充電器の設置 など



(2) 具体的な取組内容

市民や民間事業者が所有する既存住宅（戸建住宅やマンション等）のエコリノベーションの企画提案を求めます。

【求める提案内容】

- ・省エネルギー性能を向上させる改修内容
(サッシ・壁・天井等の断熱性能の向上、太陽光パネル等の創エネ設備の設置など)
- ・ライフスタイルに応じた快適な住まい方を実現する提案
(家族構成の変化や環境に配慮した住まい方に合わせた間取りの変更など)
- ・省エネ改修によるエネルギーの削減効果等の検証方法

選定された市民や事業者には、省エネルギー改修に一部工事費等の支援を行うとともに、工事中や完成後の住宅を広く一般公開するなど、市民等への普及啓発に協力いただきます。

(3) スケジュール

平成25年度	公募要項策定
	事業者公募選定
	工事着手
	工事完了
平成26年度以降	住宅の省エネ効果の検証、 市民・市内企業等への普及啓発

2 環境未来都市計画 「持続可能な住宅地モデルプロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）」について

(1) 事業の目的

環境未来都市計画の実現に向けて、緑区十日市場町周辺で「超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」を推進します。

(2) 事業スキーム

- ・ 緑区十日市場町の市有地（20～22街区）を有効活用します。
- ・ 企画提案型プロポーザルにより民間事業者を選定し、事業を推進します。



(3) 市有地概要

所在地	緑区十日市場町 1501 番7外 (JR横浜線「十日市場駅」徒歩約5分)		
面積	約 3.6 ha	地目	宅地
用途地域	第1種中高層住居専用地域（一部 準住居地域）		
建ぺい率	60%	容積率	150%（一部 200%）

(4) 主な取組内容

- ・ 多世代がコミュニティを育める場を備えた住まい（共同住宅）の供給
- ・ 医療、介護等の生活支援機能を導入し、周辺団地等を含めた地域へのサービスの提供
- ・ 災害に強く防災機能を備えた拠点の整備
- ・ 太陽光等の再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のまちづくりの推進

(5) スケジュール

平成25年度	サウンディング型市場調査の実施、公募要項の策定
平成26年度以降	事業着手
⋮	
平成30年度頃	工事完了